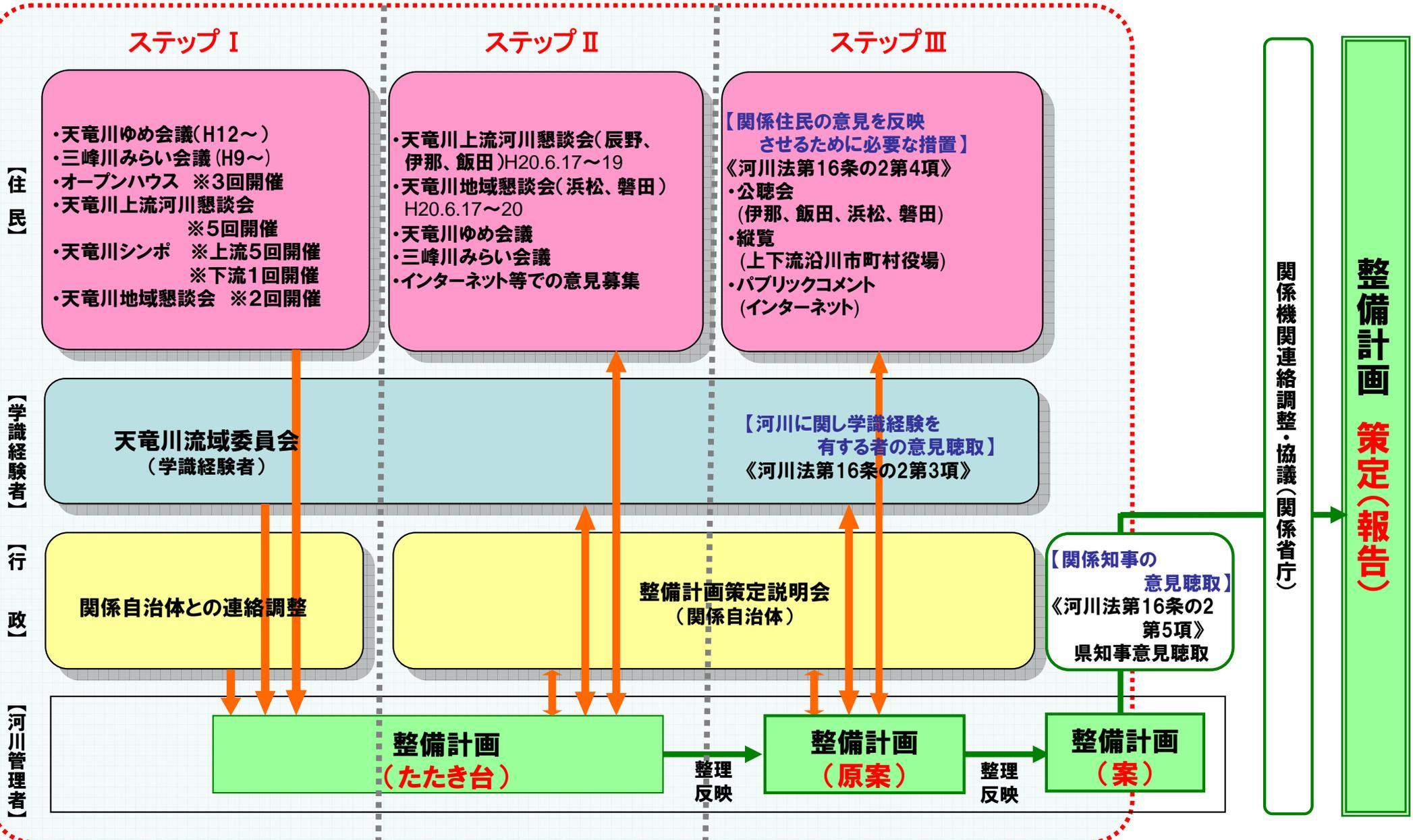


資料-2-3 天竜川水系河川整備計画 原案

【 概 要 】

天竜川水系河川整備計画策定の進め方（概念的フロー図）



河川整備計画に定める事項

条文

政令第10条の3

一 河川整備計画の目標に関する事項



第2章 P2-1~

P2-1 河川整備計画の対象区間(案)

P2-3~ 河川整備計画の対象期間(案)

P2-3~ 河川整備計画の目標(案)

治水、流水管理・水利用、
環境、総合土砂管理

政令第10条の3

二 河川の整備の実施に関する事項

イ 河川工事の目的、種類及び施行の場
所並びに当該河川工事の施行により
設置される河川管理施設の機能の概要



主な整備メニュー(案) P3-1~

治水、流水管理・水利用、
環境、総合土砂管理

ロ 河川の維持の目的、種類及び施行の
場所



主な整備メニュー(案) P3-21~

維持管理

河川整備計画の対象区間・期間・目標（案）

整備計画対象区間 P2-1

本計画の対象区間は、大臣管理区間、並びに本計画の目標達成に必要な施策を講じる必要がある指定区間及び流域とする。

整備計画対象期間 P2-3

天竜川水系河川整備基本方針に基づいて当面の河川整備の目標と実施内容を定めるものであり、その対象期間は、次節における整備目標に対して河川整備の効果を発現させるために必要な期間として概ね30年とする。
現時点の流域における社会経済、自然環境、河道等の状況を前提として策定したものであり、策定後のこれらの変化や新たな知見、技術の進歩等により、対象期間内であっても必要に応じて適宜見直しを行う。

洪水、高潮等による災害発生の防止又は軽減に関する目標 P2-3

○戦後最大規模相当となる昭和58年（1983）9月洪水、平成18年（2006）7月洪水と同規模の洪水が発生しても洪水を安全に流下させることを目標とし、釜口水門放流量の段階的な増量分を含め、河道整備と既設ダムの洪水調節機能の強化を行うとともに、既設ダムの有効活用により洪水調節機能を確保する。
河道断面が不足している区間については、河川環境に配慮しながら必要な河道断面を確保して洪水被害の軽減を図る。河道断面の確保に際しては、本支川及び上下流のバランスを考慮し、水系として一貫した整備を行う。また、局所的な洗掘や河岸の侵食により災害発生の恐れがある箇所については、河道の安定化を図る。
さらに、計画規模を上回る洪水が発生した場合や、整備途上に施設能力以上の洪水が発生した場合、大規模崩壊・土石流等に伴う土砂流出の発生、大規模地震の直後に洪水・高潮に見舞われた場合に、その被害をできるだけ軽減するため、また、諏訪湖周辺での被害軽減に向け、ハード・ソフト一体となった総合的な被害軽減対策を自助・共助・公助の精神のもと関係機関や地域住民等と連携して推進する。

河川名	地点名	目標流量	洪水調整施設による洪水調節量	河道整備流量	現況流下能力	備考
天竜川	天竜峡	5,000m ³ /s	1,000m ³ /s	4,000m ³ /s	約3,500m ³ /s（鷲流峡付近）	戦後最大規模相当の洪水対応
	鹿島	15,000m ³ /s	1,500m ³ /s	13,500m ³ /s	約8,000m ³ /s（河口付近）	

河川整備計画の目標（案）

河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

P2-5

○近年の降雨状況や水利用実態を考慮し、景観や動植物の生息・生育など河川本来の水環境の保全・再生に向け、関係機関と連携して既存施設の発電運用を継続するとともに、水利用の合理化を推進することにより、流水の正常な機能の維持に必要な流量として天竜川水系河川整備基本方針に定めた、宮ヶ瀬地点における6月から9月までの概ね28m³/s、10月から5月までの概ね25m³/s、鹿島地点における通年概ね86m³/sの一部を回復するよう努める。

河川環境の整備と保全に関する目標

P2-5

○河川環境の整備と保全については、多様な動植物が生息・生育・繁殖する良好な自然環境の保全を図りつつ、失われるなどした河川環境の再生に努めるとともに、天竜川流域の豊かな自然環境を背景とした、良好な景観の維持・形成に努める。
○人と河川との豊かなふれあいの確保については、関係機関と連携し、生活の基盤や歴史、文化、風土等を形成してきた天竜川流域の恵みを活かしながら、地域交流の拠点・水辺のふれあい拠点や環境学習の場とそれらをつなぐ遊歩道等のネットワークを整備し、水辺に「にぎわい」を創り出し地域交流・連携を進める。
○良好な水質の保持については、諏訪湖の水質保全の取り組みをはじめ、関係機関と連携し、良好な水質の維持と更なる改善に努める。

総合的な土砂管理に関する目標

P2-5

○流域の源頭部から海岸までの一貫した土砂の運動領域を「流砂系」という概念で捉え、自然の理を活かし、

よくほうしがん りゅうさぞうひん じゅんのうかんり
抑崩止岩、流砂造浜、順応管理を行う。

土砂流出が極めて活発な土砂生産域においては、土砂災害に備えるために、砂防堰堤、床固工群等の砂防施設により、崩落を抑制するとともに巨岩の流下を防止しつつ、適切な土砂の流下を確保する。（※1 下線部の文字を繋ぐと「抑崩止岩」となる。）

ダムにおいては、土砂の堆積による機能の低下に備え、堆砂容量の設定により計画的に容量を確保するとともに、また恒久堆砂対策施設等の整備により土砂を流下させる。河道においては、土砂の堆積による河床上昇や側方侵食に備えるため、土砂の流下を促進する河道の形成によって土砂を流下させるとともに、巨石を活用した防御施設の設置及び維持管理河床や維持管理河岸の設定による河道管理により、氾濫被害を軽減させる。海岸においては、ダムや河道において土砂を流下させることにより、河口からの流出土砂量を増加・回復させ、海浜を造成する。（※2 下線部の文字を繋ぐと「流砂造浜」となる。）

流砂系全体を通しては、継続的なモニタリングによって土砂動態及び土砂の流下による環境変化の詳細な把握に努め、その結果を分析して維持管理も含めた土砂対策に反映し、順応的な土砂管理を推進する。（※3 下線部の文字を繋ぐと「順応管理」となる。）

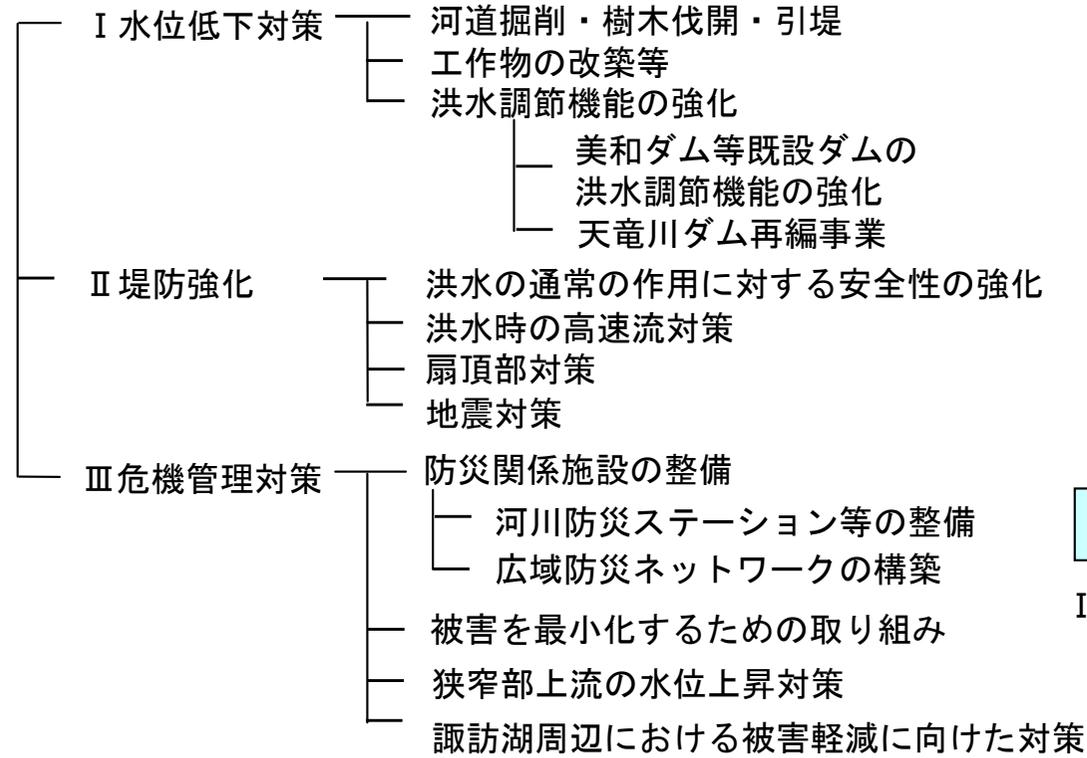
河川の整備に際しては、「洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減」、「河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持」、「河川環境の整備と保全」及び「総合的な土砂の管理」というそれぞれの目的が調和しながら達成されるよう、本支川及び上下流バランスを考慮するとともに、風土や景観、親水、動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮するなど、俯瞰的な視点で推進する。

さらに、緊急性に配慮しながら、河川の整備に投じる費用と得られる効果・影響を考慮して計画的に整備を進めるとともに、調査・計画・設計施工・維持管理を一連のシステムとして捉え、モニタリングや評価を行い、必要に応じて計画・設計施工・維持管理にフィードバックする。

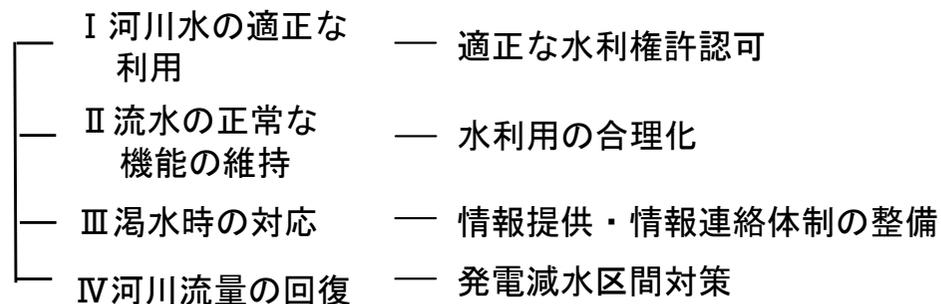
加えて、必要に応じ学識者の知見を踏まえるとともに、地域住民や関係機関と情報の共有を図りながら整備を行う。

整備メニュー（案） 治水、流水管理・水利用、環境、総合土砂管理

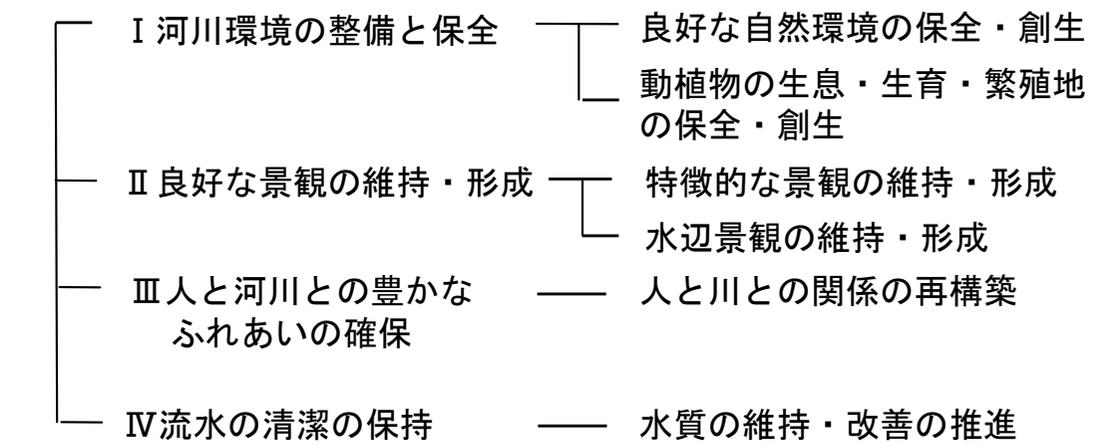
治水の主な整備メニュー



流水管理・水利用の主な整備メニュー

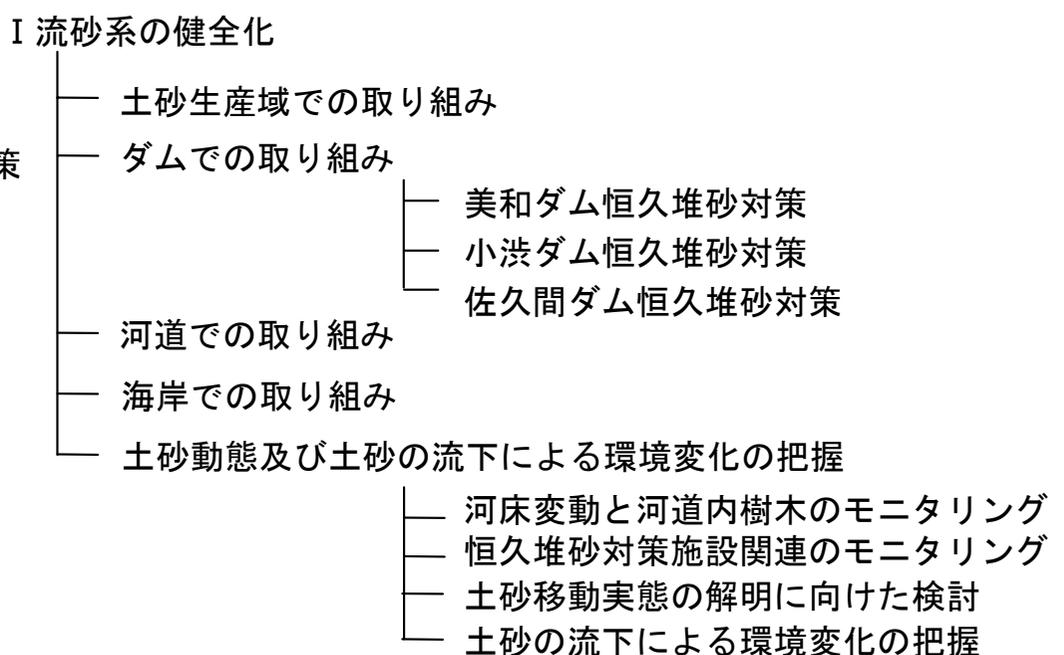


環境の主な整備メニュー



河川の整備の実施に関する事項 (政令第10条の3、二)

総合土砂管理の主な整備メニュー



河川の整備の実施に関する事項
(政令第10条の3、二)

治水の維持管理メニュー

- I. 堤防の維持管理
 - 堤防の維持管理
 - 堤防除草
- II. 樋門・樋管等の維持管理
 - 樋門・樋管等の維持管理
 - 老朽化等への対応
- III. 河道の維持管理
 - 河床・河岸の維持管理
 - 樹木の維持管理
- IV. 河川維持管理機器等の維持管理
 - 光ケーブル・河川監視用カメラ(CCTV)等の維持管理
 - 危機管理施設の維持管理
- V. 許可工作物の適正維持管理
- VI. 流下物の処理
- VII. ダム本体・観測機器等の維持管理
- VIII. ダム貯水池の維持管理
- IX. 危機管理対策
 - 洪水時等の管理
 - 水防に関する連携・支援
 - 河川情報システムの整備
 - 水質事故対策

流水管理・水利用の維持管理メニュー

- I. 河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の維持
 - 適正な流水管理や水利用
 - 渇水時の対応

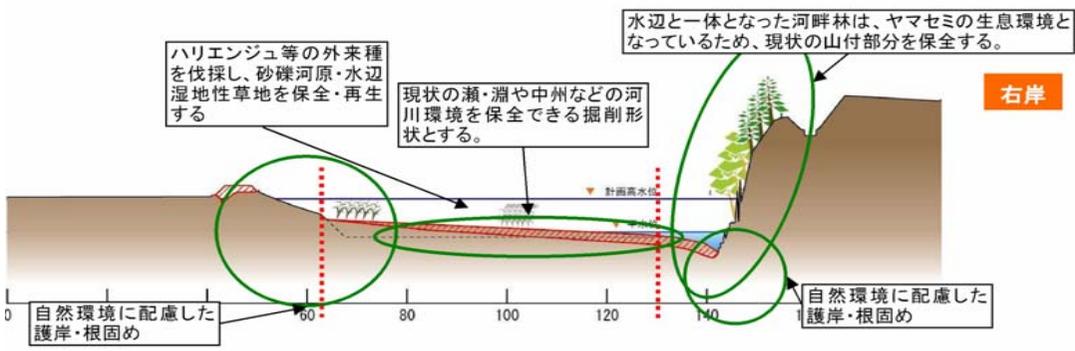
環境の維持管理メニュー

- I. 河川の清潔の維持
 - 不法投棄物等の処理
 - 水質の維持
- II. 地域と連携した取り組み
 - 河川愛護団体等との連携
 - 水源地ビジョン等の実施
 - 河川利用・水面利用の適正化

治水の主な整備メニュー（案）の概要 水位低下

河道掘削・樹木伐開

○河道整備流量を計画高水位以下で安全に流下させるために必要な河積が確保されていない場合には、河道掘削や河道内樹木の伐開、引堤を行う。
 上流部：伊那・伊北地区、鷲流峡等を対象
 下流部：船明ダム下流を対象



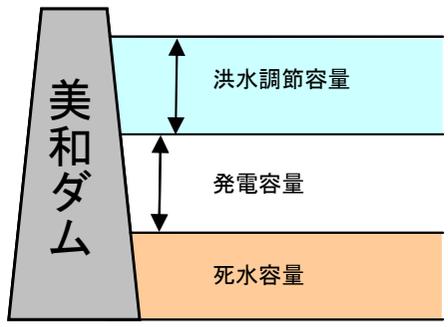
【河道掘削の際の河床形状への配慮】

※必要に応じ学識者の知見を踏まえるとともに、地域住民や関係機関と情報の共有を図りながら整備を行う。

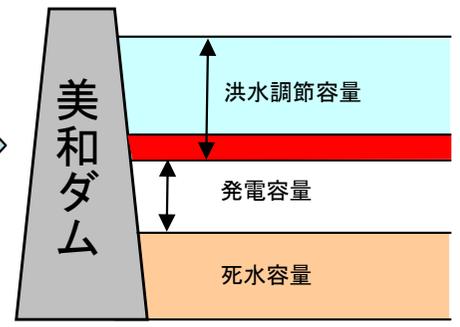
洪水調節機能の強化

○美和ダム等既設ダムの利水容量の一部振替等により、洪水調節機能を強化する。
 ○利水専用の既設佐久間ダムを有効活用し、新たに洪水調節機能を確保する天竜川ダム再編事業を実施する。

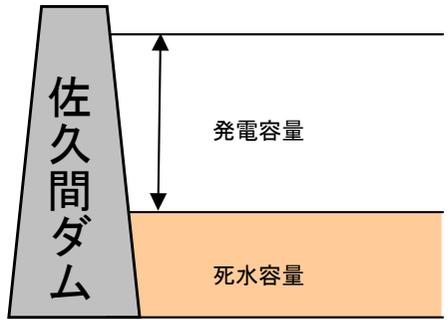
【美和ダム容量振替前】



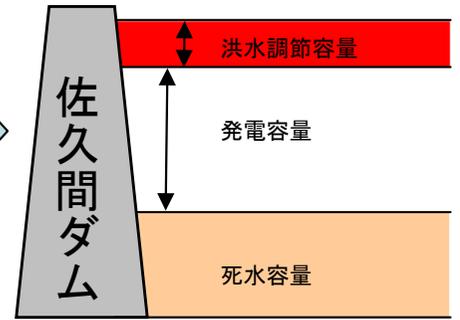
【美和ダム容量振替後】



【天竜川ダム再編事業前】



【天竜川ダム再編事業後】



治水の整備メニュー（案）の概要

堤防強化・危機管理対策

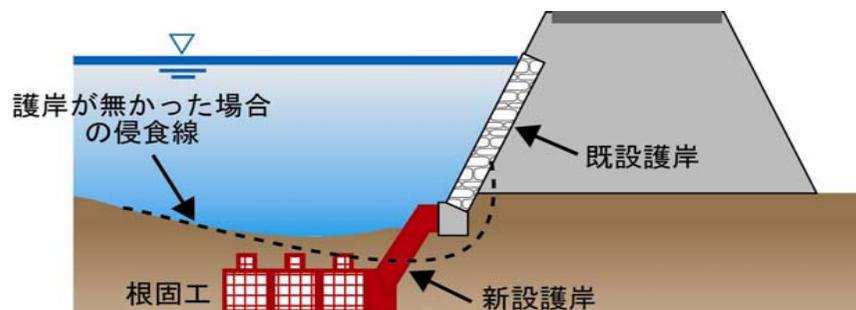
洪水の通常的作用に対する安全性の強化

堤防・護岸(低水・高水整備)

- 洪水により家屋等への被害が生ずる恐れがあり、かつ堤防断面（高さ、幅）が足りない箇所は、堤防の整備を行う。
- 洪水による侵食から堤防を保護するため、必要な高水敷幅が確保されていない箇所や水衝部で局所的に洗掘する恐れがある箇所は、高水敷や護岸を整備する。
- 上流部では急流で土砂を含む高速流が発生するため、練石張護岸等の整備や巨石の活用、根固工等を整備する。

河川防災ステーション等の整備

- 計画規模を超える洪水、河川整備途上での能力以上の洪水、大規模地震等に対して、災害対策、迅速な災害復旧、すみやかな災害復興に活用するため、災害復旧資材の備蓄、情報発信収集等の機能を持つ河川防災ステーション等を整備する。



【護岸等の整備による侵食防止対策】

河川防災ステーション整備イメージ



【防災ステーション整備のイメージ】

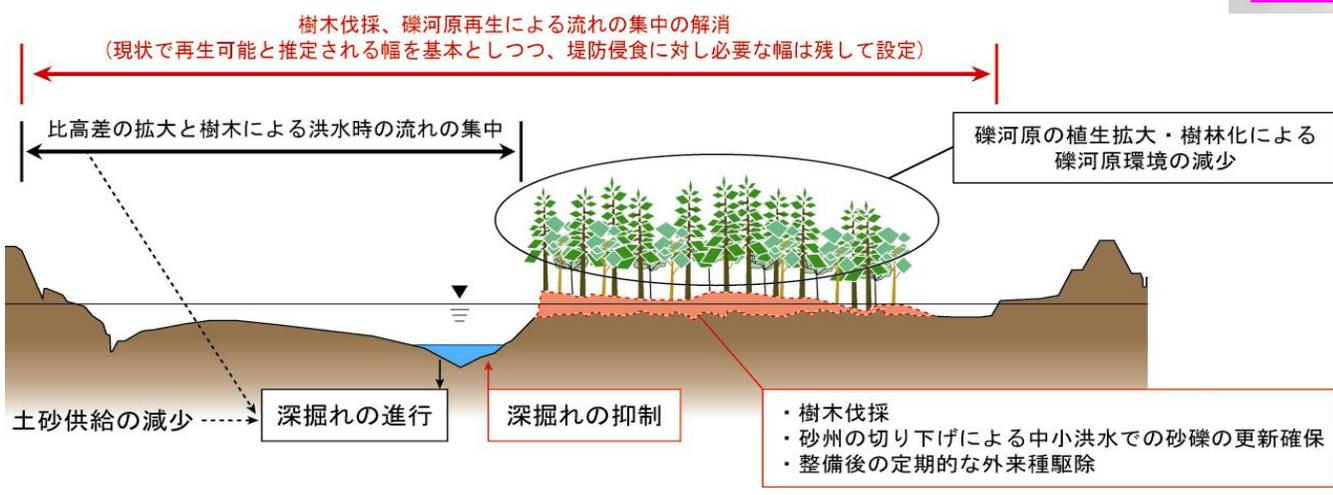
環境の整備メニュー（案）の概要

河川環境の整備と保全

- 上流部の河原植物ツツザキヤマジノギクやカワラニガナ、下流部のコアジサシ等の貴重種などが生息・生育・繁殖する砂礫河原の河川環境を保全する。
- アレチウリやハリエンジュ等の外来生物の侵入や、樹林化により環境が悪化した箇所は、樹木を伐開し、比高の高くなった砂州を掘削して砂礫河原の再生・創生に努める。
- 外来生物については地域の駆除活動との協働を継続するとともに、モニタリングを行い、必要に応じて情報の共有や防除をすることで侵入や拡大の抑止に努める。

人と河川との豊かなふれあいの確保

- カヌー・ラフティングの発着施設の整備、魚釣りや子ども達の体験学習のための安全に水辺を利用できる河岸等の整備を行う。



【砂礫河原の再生】



【船着場整備のイメージ】

総合土砂管理の整備メニュー（案）の概要

土砂生産域での取り組み

○洪水時の急激な土砂流出を防止するとともに、定常的な土砂供給に配慮し、砂防事業に取り組む。

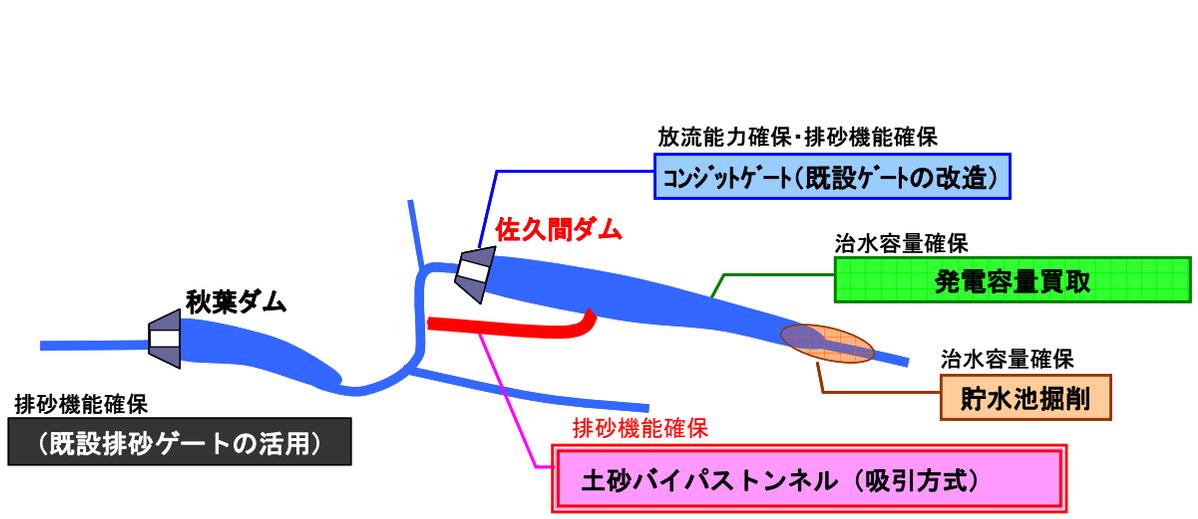
ダムでの取り組み

○恒久堆砂対策施設等の整備により、貯水池への堆砂を抑制するとともに土砂移動の連続性を確保する。

■美和ダム恒久堆砂対策



■佐久間ダム恒久堆砂対策(天竜川ダム再編事業)



河道での取り組み

○環境への影響を考慮したうえで河道内樹木の伐開を行い、土砂の流掃力を確保する。

海岸での取り組み

○遠州灘沿岸海岸保全基本計画との整合を図り、海岸管理者との連携に努める。

土砂動態及び土砂の流下による環境変化の把握

○継続的なモニタリングを実施するとともに、その結果を分析して維持管理を含めた土砂対策に反映し、順応的な土砂管理を推進する。

治水事業の費用対効果（大規模事業等）

事業全体に要する総費用（C）、事業の実施によりもたらされる総便益（B）、これをもとに算出される費用便益比（B/C）は各事業で下記の表のとおりとなる。

事業内容	総便益：B (億円)	総費用：C (億円)	費用対効果： B/C
新たな美和ダム再開発事業 (機能強化+恒久堆砂対策)	1,001	636	1.6
天竜川ダム再編事業	5,542	745	7.4

総便益：評価時点を現在価値化の基準地点とし、治水施設の整備期間と治水施設の完成から50年間までを評価対象期間にして、年平均被害軽減期待額を割引率を用いて現在価値化したものの総和

総費用：評価時点を現在価値化の基準時点とし、治水施設の整備期間と治水施設の完成から50年間までを評価対象期間にして、事業費と維持管理費を割引率を用いて現在価値化したものの総和

事業費：治水施設の完成に要する費用

維持管理費：治水施設の維持管理に要する費用

割引率：「社会資本整備に係る費用対効果分析に関する統一的運用指針」により4%とする。

※評価基準年：平成19年度（平成19年度現在価値）

※評価対象事業：整備計画事業に位置づけられた一連の事業

※実施済の事業費は実績値を反映

※総便益は整備実施による浸水被害軽減額より積算

注) 事業計画に係るデータ等については、変更の可能性はある。

原案(案)にいただいたご意見との対比

整備計画(原案)への反映について

ご意見

- 長野県レッドリストでアユは野生絶滅と分類されており、生活史が全うできなければ生息とは言えないため、「アユの生息」は訂正すべき。
- 記述されている生物が、その流程に特徴的あるいは重要な種が適切に抽出され記述されているともいえません。
たとえば、(1-2p下から17行)天竜川中流部(の上部)に「アユの生息」の記述。
【以下、割愛】

ご意見に対する考え方

- P1-2上流部の記述を「砂礫河原の瀬には、ザザムシ(ヒゲナガカワトビケラ等の水生昆虫)やウグイ、アマゴ、イワナ、アカザ等が生息・繁殖するとともに、水産魚種として放流されているアユが生息している。」と修正しました。(P1-18も同様に修正しました)

原案(案)への反映箇所

■第1章第1節第1項 流域及び河川の概要(P1-2)

増加している。砂礫河原の瀬には、ザザムシ(ヒゲナガカワトビケラ等の水生昆虫)やウグイの産卵床が形成されるとともに、アユや、アマゴ、イワナ、アカザ等が生息し、繁殖するとともに、水産魚種として放流されているアユが生息している。~~ヒゲナガカワトビケラ等の水生昆虫が生息・繁殖する。~~ワンドやたまりには、スナヤツメやダルマガエルが生息・繁殖する。

整備計画(原案)への反映について

ご意見

○天竜川からの土砂供給が御前崎から伊良湖岬までの国土を形成してきたが、現在それが急激な変化の時期を迎えており、どう方向付けるかが重要となっている。川と海との土砂輸送の面でのつながりをしっかりと記載し、排除した河道内の堆積土砂を養浜材として活用するなどの具体策も盛り込んで欲しい。

ご意見に対する考え方

○P1-2の記述を「遠州平野の扇状地を形成するとともに、遠州灘の海岸線を前進させ、御前崎から伊良湖岬に至る国土を形成した。」と修正しました。

原案(案)への反映箇所

■第1章第1節第1項 流域及び河川の概要(P1-2)

流域の地質は、日本列島第一級有数の大きな構造線である中央構造線や糸魚川-静岡構造線が走通り、諏訪地方ではグリーンタフ地帯、中央構造線より西側の内帯では花崗岩類からなる領家帯、東側は砂岩・粘板岩等の海底で堆積し隆起した堆積岩からなる秩父帯等様々な地質構造が見観られる。上流域では地形が急峻なことに加え、地質が脆弱で大規模な崩壊地が多いため、土砂生産が活発であり、大量の土砂は有史以前から谷を下り、遠州平野の扇状地を形成するとともに、遠州灘の海岸線を前進させ、海岸砂丘御前崎から伊良湖岬に至る国土を形成した。

整備計画(原案)への反映について

ご意見

○附図は、環境情報図の上に事業内容を記載して作成するか、もしくは生物の生息・生育状況を書き込むかして欲しい。

ご意見に対する考え方

○河川環境情報図にとりまとめた動植物の生息・生育情報については、今後、事業実施に際して留意するとともにP3-1の記述を「加えて、必要に応じ学識者の知見を踏まえるとともに、地域住民や関係機関と情報の共有を図りながら整備を行う。」と修正しました。

原案(案)への反映箇所

■第3章第1節第1項 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項(P3-1)

さらに、緊急性に配慮しながら、河川の整備に投じる費用と得られる効果・影響を考慮して計画的に河川整備を進めるとともに、調査・計画・設計施工・維持管理を一連のシステムとして捉え、モニタリングや評価を行い、必要に応じて計画・設計施工・維持管理にフィードバックする。

加えて、必要に応じ学識者の知見を踏まえるとともに、地域住民や関係機関と情報の共有を図りながら整備を行う。

整備計画(原案)への反映について

主なご意見

- 地域では戸草ダムの延期が最大の課題となっているため、県管理区間の河川、森林等も含め、水源域への対策をきちんと位置づけることが求められる。
- 美和ダムの洪水調節機能のために行うという表現でなく、上流部の洪水対策も担保することも併せて表現して欲しい。

ご意見に対する考え方

- P3-5記載のとおり、美和ダム上流域において関係機関と調整を図りながら土砂対策・河床安定化対策等を実施することを考えております。
また、P3-1の記述を「関係機関との調整を図り、風水害を防備する良好な山林づくりへの協力を努める。」、P3-18の記述を「関係機関との調整を図り、土砂崩壊等を防備する良好な山林づくりへの協力を努める。」と修正しました。

原案(案)への反映箇所

■ 第3章第1節第1項 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項(P3-1)

なお、水位低下対策として河道掘削や樹木伐開を行う 場合に際しては、動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮し、必要に応じて代替措置等により環境への影響の低減に努める。
また、関係機関との調整を図り、風水害を防備する良好な山林づくりへの協力を努める。

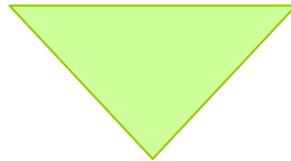
■ 第3章第1節第4項1(1) 土砂生産域での取り組み(P3-18)

~~今後も継続して事業に取り組む。~~また、関係機関との調整を図り、土砂崩壊等を防備する良好な山林づくりへの協力を努める。

整備計画(原案)への反映について

ご意見

- (3-1p) 3-1-1では水位低下(河道掘削)と樹木伐開が予定され、具体的な場所とともにそれが記述されています。しかし、どの流程においても河道内の土砂は不等に堆積していて、だからこそこに基質の多様性が生じ、植生の繁茂や生物の多様性がそれによって成り立っているのではないのでしょうか。ここでの記述の仕方は、そういった多様性に関する配慮はほとんどありません。中流部のスナヤツメやダルマガエルなどが生息し繁殖するワンドや河口域のワンドや干潟環境はいずれも、ごく限られており、またそこに特有に見られる生物の生息数も多くはないでしょう。したがって、一括した記述は適当でなく、注目した生物種とその生息場所に対する特別な配慮が望まれます。
- (3-13p) 3-3-3-1-1では自然環境の保全・創生の方針の理念についてだけを述べるにとどめるべきでしょう。瀬・淵の保全・再生はそういった理念的なものにあたりますが、アユの産卵場保全の配慮事項はとってつけたような記述と感じます。これらは3-3-3-1-2 にまとめるのが適切で、中流部の上・下部、下流部、河口部といった流程ごと環境ごとに記述し、また環境情報図を反映するものであるべきことはいうまでもありません。



ご意見に対する考え方

○ OP3-13~14の記述を次頁のように修正しました。

整備計画(原案)への反映について

原案(案)への反映箇所

■第3章第1節第3項1(2)動植物の生息・生育・繁殖地の保全・創生(P3-13)

動植物の生息・生育・繁殖地の保全・創生については、多様な動植物を育む瀬・淵~~や~~、ワンド~~やたまり~~、河岸、砂礫河原、河畔林、河口干潟等のモニタリングを行いながら、良好な自然環境の保全・創生に努める。

~~アマゴやカジカガエルが生息・繁殖する溪流環境、ムササビ・ヤマセミ・オシドリ等が生息・繁殖・利用する河畔林や湖畔林、メダカ等が生息・繁殖する河口部や支川合流部に形成されている多様な湿地環境、スナヤツメやダルマガエルの生息・繁殖する湧水部などは保全し、河道内の樹木は適切に管理する。~~

上流部では、カワセミやヤマセミが繁殖や採餌場として利用する段丘や狭窄部の河畔林や崖地、スナヤツメやダルマガエルが生息・繁殖する支川合流部等の細流や湧水のある砂泥底、ウグイ、アマゴ、イワナ、アカザ等が生息・繁殖する瀬・淵の保全に努める。

中流部では、アマゴやカジカガエルが生息・繁殖する溪流環境、ムササビ・ヤマセミ・オシドリ等が生息・繁殖・利用する河畔林や湖畔林の保全に努める。

下流部では、アユやウツセミカジカ、カマキリなどが生息する瀬・淵や、支川合流部に形成されている多様な湿地環境の保全に努める。

河口部におけるチワラツボ、イシカワシラウオなどが生息する干潟、メダカ等が生息・繁殖するワンドや湿地環境は、保全に努めるとともに影響低減のため再生を行う。

また、河道内の樹木は環境に配慮し、適切に管理する。

整備計画(原案)への反映について

ご意見

- 諏訪湖の水質は長野県の湖沼の中ではワースト1で、河川のワースト5には天竜川が4箇所含まれていることから、原因となる諏訪湖の水質の改善が重要であり、具体的手立てをもう少し明確にして欲しい。
- 天竜川の水はおいしいお米の源となっているため、きれいな水質にして欲しい。

ご意見に対する考え方

- P3-18の記述を「水質の維持・改善の推進については、河川や諏訪湖の利用状況、沿川地域の水利用状況、現状の環境を考慮し、下水道等の関連事業や関係機関との連携・調整、地域住民との連携を図りながら、水質の保全と改善に努める。」と修正しました。

原案(案)への反映箇所

■ 第3章第1節第3項4(1) 水質の維持・改善の推進(P3-18)

(1) 水質の維持・改善の推進

水質の維持・改善の推進については、河川や諏訪湖の利用状況、沿川地域の水利用状況、現状の環境を考慮し、下水道等の関連事業や関係機関との連携・調整、地域住民との連携を図りながら、水質の保全と改善に努める。~~の取り組みと連携を図るとともにまた、~~ダムからの濁水長期化に対しても関係機関~~や地域住民~~等と連携し、天竜川本川の良い水質の維持と更なる改善に努める。

整備計画(原案)への反映について

ご意見

○佐久間ダムからの土砂を流下させるためには、秋葉ダムの土砂の流下方法も検討しておく必要があるのではないか。秋葉ダムにおいて洪水時に水位を下げて一気に土砂と洪水を流すことは、ダム湖上流の道路や宅地の地盤沈下、護岸の倒壊等につながる恐れがあるのではないか。砂利採取と合わせた湖外搬出方法でダム湖の河床維持、適切で安定的な河床管理を目指すべきではないか。

ご意見に対する考え方

○P3-18記載のとおり、継続的なモニタリングによって、土砂動態及び土砂の流下による環境変化の把握に努め、その結果を分析して維持管理も含めた土砂対策に反映し、順応的な土砂管理を推進することを考えています。P3-18のダムでの取り組みの記述に、「また、ダムの恒久堆砂対策施設による流下土砂量の増加を踏まえ、下流の利水ダムに必要な措置の検討を行う。」を追加しました。

原案(案)への反映箇所

■第3章第1節第4項1 流砂系の健全化(P3-18)

(2) ダムでの取り組み

土砂生産域から海岸までの総合的な土砂管理の観点から、ダムにおいては、貯水池への土砂の堆積堆砂の進行による機能低下に備え、適切な堆砂容量の設定により計画的に容量を確保するとともに、恒久堆砂対策施設等の整備により土砂を流下させる。また、ダムの恒久堆砂対策施設による流下土砂量の増加を踏まえ、下流の利水ダムに必要な措置の検討を行う。

整備計画(原案)への反映について

ご意見

○天竜川を守るのは、結局、地域住民であることから、地域住民に対して天竜川流域の文化的、歴史的な意味等を訴えかける作業が重要となるため、ハード面からの河川整備とともにソフト面から心をつくりあげる人の整備も盛り込んで欲しい。

ご意見に対する考え方

○P3-27記載のとおり、治水施設の整備や生活様式の変化とともに住民の水防意識や災害に対する備え、想像力が失われていることから、過去の災害の経験、知識を生かした啓発活動を推進することを考えています。

またP3-28の記述を「地域との連携を図るに際しては、天竜川流域の文化や歴史の永続的な伝承に配慮し、河川整備の目的や実施の状況等について、わかりやすく適切な情報の提供や説明に努める。」と修正しました。

原案(案)への反映箇所

■第3章第2節第3項2(1) 河川愛護団体等との連携(P3-28)

天竜川の沿川に暮らす地域住民が天竜川に誇りや親しみを持ち、より良い河川環境を実現していくため、河川愛護団体、NPO、市民団体、地域住民等とのパートナーシップを確立するとともに、協働による河川清掃活動、河道内樹木の伐開や外来生物の駆除活動など、地域住民等の自主的な参画による活動を促進し、地域と一体となったより良い河川管理の推進を図る。また、このような活動を通じて、地域住民等の参加と連携による天竜川の河川利用と、これを基軸とした活力ある地域づくりの推進を図る。

~~また、~~地域との連携を図るに際しては、天竜川流域の文化や歴史の永続的な伝承に配慮し、河川整備に係る事業の目的や実施の状況等について、わかりやすく適切な情報の提供や説明に努める。

整備計画(原案)への反映について

ご意見

○これまでも懇談会等で住民との情報の共有化に取り組んでもらっているが、まだ十分に届いていないところもあると思われる、また洪水時の対応も含めて関係機関との連携を図るためにも、更なる情報の共有化を図って欲しい。

ご意見に対する考え方

○P3-10、P3-26記載のとおり、河川監視用カメラの整備など情報伝達体制の充実を図るとともに、洪水時等において防災関係機関や報道関係機関と連携を図り、住民等への迅速かつ分かりやすい情報の提供に努めることを考えています。

またP3-28の記述を「地域との連携を図るに際しては、天竜川流域の文化や歴史の永続的な伝承に配慮し、河川整備の目的や実施の状況等について、わかりやすく適切な情報の提供や説明に努める。」と修正しました。

原案(案)への反映箇所

■ 第3章第2節第3項2(1) 河川愛護団体等との連携(P3-28)

~~また、~~地域との連携を図るに際しては、天竜川流域の文化や歴史の永続的な伝承に配慮し、河川整備に係る事業の目的や実施の状況等について、わかりやすく適切な情報の提供や説明に努める。